議 案 第 95 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に 関する条例の一部を改正する条例案

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(平成5年大阪市条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第43条」に改める。

第1条中「及び再生利用」を「並びに再生利用及びこれを目的とした市民の自主的な活動」に改める。

第2条第2項に次の2号を加える。

- (4) 集団回収 地域活動協議会その他の団体が、その活動に協力する者から排出される専ら再生利用の目的となる廃棄物を収集することをいう。
- (5) コミュニティ回収等 集団回収のうち、地域活動協議会その他の地域の団体が、その活動区域に居住し、又はその活動に協力する市民から排出される家庭系廃棄物(法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に定める資源ごみ又は古紙・衣類に限る。)を収集すること(当該団体が市規則で定めるところにより市長に届け出て行うものに限る。)をいう。

第6条第2項中「際して、」を「際して」に、「ことにより」を「とともに、コミュニティ回収等を促進すること等により」に改める。

第8条第1項中「集団回収等」を「コミュニティ回収等その他」に改める。

第14条中「法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理 計画」という。)」を「一般廃棄物処理計画」に改める。

第15条の次に次の6条を加える。

(収集、運搬又は保管の禁止等)

第15条の2 本市及び本市が古紙・衣類(家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に 定める古紙・衣類をいう。以下同じ。)の収集又は運搬を委託した者以外のものは、

- 一般廃棄物処理計画に定めるところにより収集される古紙・衣類(集団回収により収集されるものを除く。)を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせてはならない。
- 2 コミュニティ回収等を実施する団体から古紙・衣類を譲り受ける契約を締結した 者以外のものは、当該団体が古紙・衣類を収集する場所として市長に届け出た場所 に持ち出された古紙・衣類を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為 をさせてはならない。

(禁止行為に対する指導等)

- 第15条の3 市長は、前条各項の規定に違反しているものに対し、同条各項の規定により禁止される行為(以下「禁止行為」という。)の中止その他必要な措置(以下「中止等の措置」という。)を講ずるよう指導することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、前条各項の規定に違反しているものに質問させることができる。
- 3 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、前条各項 の規定に違反しているものから請求があったときは、これを提示しなければならな い。
- 4 市長は、第1項の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けたもの がその指導に従わないときは、その指導を受けたものに対し、禁止行為の中止等の 措置を講ずるよう勧告することができる。
- 5 前項の規定による勧告は、市規則で定める事項を記載した勧告書を第1項の規定 による指導を受けたものに交付して行うものとする。
- 6 市長は、第4項の規定による勧告をしたにもかかわらず、その勧告を受けたもの がその勧告に従わないときは、その勧告を受けたものに対し、禁止行為の中止等の 措置を命ずることができる。
- 7 前項の規定による命令は、市規則で定める事項を記載した命令書を第4項の規定

による勧告を受けたものに交付して行うものとする。

(公 表)

- 第15条の4 市長は、前条第6項の規定による命令を受けたものが正当な理由なくそ の命令に従わないときは、その旨、命令の内容及び命令を受けたものの氏名又は名 称その他命令に違反したものを特定するために必要な事項を公表することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(古紙・衣類の譲受けの禁止)

第15条の5 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙又は古繊維に限る。)の処分を業として行うものは、第15条の2各項の規定に違反しているものから古紙・衣類の占有を取得する行為(以下「古紙・衣類の譲受け」という。)を行ってはならない。

(古紙・衣類の譲受けに対する指導等)

- 第15条の6 市長は、前条の規定に違反しているものに対し、古紙・衣類の譲受けを 行わないよう指導することができる。
- 2 第15条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指導を行う場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けたもの がその指導に従わないときは、その指導を受けたものに対し、古紙・衣類の譲受け を行わないよう勧告することができる。
- 4 第15条の3第5項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(公 表)

- 第15条の7 市長は、前条第3項の規定による勧告を受けたものが正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び勧告を受けたものの氏名又は名称その他勧告を受けたものを特定するために必要な事項を公表することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

第23条の2の2第3項第6号中「平成13年法律第65号」を「平成13年法律第65号。 以下「特別措置法」という。」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

(特別措置法に基づく報告の徴収に応じなかった者等の公表)

- 第35条の2 市長は、特別措置法第24条(特別措置法第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告を求められた者が報告の要求に応じず、又は虚偽の報告をしたときは、その旨及び当該報告を求められた者の氏名又は名称を公表することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

第36条の次に次の1条を加える。

(特別措置法に基づく立入検査等を拒んだ者等の公表)

- 第36条の2 市長は、特別措置法第25条(特別措置法第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による立入検査等を受けた者が、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その旨及び当該立入検査等を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

第37条第2項中「除く。)」を「除く。)若しくは特別措置法第12条第1項(特別措置法第15条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による処分」に改める。 第42条の次に次の1条を加える。

- 第43条 第15条の3第6項の規定による命令に違反したものは、50,000円以下の過料 に処する。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その 法人又は人に対しても同項の過料を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第15条の次に6条を加える改正規定(第15条の2に係る部分を除く。)及び第42条の次に1条を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の 清潔保持に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第35条の2の規定は、こ の条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にポリ塩化ビフェニル廃棄物の 適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「特別措置法」 という。)第24条(特別措置法第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の 規定により必要な報告を求める場合について適用する。
- 3 改正後の条例第36条の2の規定は、施行日以後に特別措置法第25条(特別措置法 第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により立入検査等を受け た者が、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合について適用する。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

本市、本市が古紙・衣類の収集又は運搬を委託した者及び地域の団体から古紙・衣類を譲り受ける契約を締結した者以外のものによる古紙・衣類の収集等を禁止する等の廃棄物の再生利用及びこれを目的とした市民の自主的な活動の促進等を図るための措置等を講ずるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

∫傍線は削除 │太字は改正

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(抄)

目次

第1章-第7章 省 略

第8章 罰則(第39条-第42条)

第43条

附則

(目 的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再使用及び 再生利用**及びこれを目的とした市民の** 並びに

自主的な活動の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 省 略

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)-(3) 省略
 - (4) 集団回収 地域活動協議会その他の団体が、その活動に協力する者から排出される専ら再 生利用の目的となる廃棄物を収集することをいう。
 - (5) コミュニティ回収等 集団回収のうち、地域活動協議会その他の地域の団体が、その活動 区域に居住し、又はその活動に協力する市民から排出される家庭系廃棄物(法第6条第1項 に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に定める資源ごみ 又は古紙・衣類に限る。)を収集すること(当該団体が市規則で定めるところにより市長に 届け出て行うものに限る。)をいう。

(本市が行う減量推進)

第6条 省 略

- 2 本市は、一般廃棄物の収集を行うに際して、再生利用を目的とした分別収集を行うことによ 際して とともに、
 - <u>り</u> 、廃棄物を減量しなければならない。 **コミュニティ回収等を促進すること等により**

(市民が行う減量推進)

第8条 市民は、再使用又は再生利用の可能な物の分別等を行うとともに、<u>集団回収等</u> コミュニティ回収等

の廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃その他

棄物の減量に努めなければならない。

2 省 略

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市長は、<u>法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「</u>一般廃棄物処理計画」 <u>という。)</u>を定めたときは、市規則で定めるところにより、これを告示するものとする。一般 廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(本市が行う一般廃棄物の処理)

第15条 省 略

(収集、運搬又は保管の禁止等)

- 第15条の2 本市及び本市が古紙・衣類(家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定める古紙・ 衣類をいう。以下同じ。)の収集又は運搬を委託した者以外のものは、一般廃棄物処理計画に 定めるところにより収集される古紙・衣類(集団回収により収集されるものを除く。)を収集 し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせてはならない。
- 2 コミュニティ回収等を実施する団体から古紙・衣類を譲り受ける契約を締結した者以外のものは、当該団体が古紙・衣類を収集する場所として市長に届け出た場所に持ち出された古紙・ 衣類を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせてはならない。

(禁止行為に対する指導等)

- 第15条の3 市長は、前条各項の規定に違反しているものに対し、同条各項の規定により禁止される行為(以下「禁止行為」という。)の中止その他必要な措置(以下「中止等の措置」という。)を講ずるよう指導することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度に おいて、その職員に、前条各項の規定に違反しているものに質問させることができる。
- 3 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、前条各項の規定に違 反しているものから請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けたものがその指導 に従わないときは、その指導を受けたものに対し、禁止行為の中止等の措置を講ずるよう勧告 することができる。

- 5 前項の規定による勧告は、市規則で定める事項を記載した勧告書を第1項の規定による指導 を受けたものに交付して行うものとする。
- 6 市長は、第4項の規定による勧告をしたにもかかわらず、その勧告を受けたものがその勧告 に従わないときは、その勧告を受けたものに対し、禁止行為の中止等の措置を命ずることがで きる。
- 7 前項の規定による命令は、市規則で定める事項を記載した命令書を第4項の規定による勧告 を受けたものに交付して行うものとする。

(公 表)

- 第15条の4 市長は、前条第6項の規定による命令を受けたものが正当な理由なくその命令に従 わないときは、その旨、命令の内容及び命令を受けたものの氏名又は名称その他命令に違反し たものを特定するために必要な事項を公表することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(古紙・衣類の譲受けの禁止)

第15条の5 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙又は古繊維に限る。)の処分を業として行うものは、第15条の2各項の規定に違反しているものから古紙・衣類の占有を取得する行為(以下「古紙・衣類の譲受け」という。)を行ってはならない。

(古紙・衣類の譲受けに対する指導等)

- 第15条の6 市長は、前条の規定に違反しているものに対し、古紙・衣類の譲受けを行わないよう指導することができる。
- 2 第15条の3第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指導を行う場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けたものがその指導 に従わないときは、その指導を受けたものに対し、古紙・衣類の譲受けを行わないよう勧告す ることができる。
- 4 第15条の3第5項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(公 表)

- 第15条の7 市長は、前条第3項の規定による勧告を受けたものが正当な理由なくその勧告に従 わないときは、その旨、勧告の内容及び勧告を受けたものの氏名又は名称その他勧告を受けた ものを特定するために必要な事項を公表することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(産業廃棄物の保管の届出)

第23条の2の2 省 略

2 省 略

- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する保管については、適用しない。
 - (1)-(5) 省略
 - (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。 以下「特別措置法」という。)第8条第1項(同法第15条において準用する場合を含む。)の 規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(報告の徴収)

第35条 省 略

(特別措置法に基づく報告の徴収に応じなかった者等の公表)

- 第35条の2 市長は、特別措置法第24条(特別措置法第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告を求められた者が報告の要求に応じず、又は虚偽の報告をしたときは、その旨及び当該報告を求められた者の氏名又は名称を公表することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(立入検査)

第36条 省 略

(特別措置法に基づく立入検査等を拒んだ者等の公表)

- 第36条の2 市長は、特別措置法第25条(特別措置法第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による立入検査等を受けた者が、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その旨及び当該立入検査等を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(法に基づく命令に違反した者等の公表)

第37条 省 略

- 2 市長は、法第7条の3、第7条の4、第9条の2第1項、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第12条の6第3項、第14条の3 (第14条の6において準用する場合を含む。)、第14条の3の2 (第14条の6において準用する場合を含む。)、第15条の2の7、第15条の3、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項、第19条の6第1項、第19条の10第1項又は第21条の2第2項の規定による処分(第9条の2第1項及び第15条の2の7の規定に係る場合にあっては、改善に係るものを除く。) 若しくは特別措置法第12条第1項(特別措置法第15条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による処分をしたときは、その旨、処分の内容及び処分を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。
- 3 省 略

第42条 省 略

第43条 第15条の3第6項の規定による命令に違反したものは、50,000円以下の過料に処する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務
に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても
同項の過料を科する。